

浸水対策補助制度の解説

令和5年4月 西尾市建築課

浸水対策の基本的な考え方

浸水対策の基本的な考え方は、①住宅本体や屋外設備機器への浸水をさせない と ②浸水を許容するが、被害軽減、被災後の早期復旧及び生活の場を確保する の2種類が考えられます。

ハザードマップや過去の浸水実績等から浸水リスク情報を精査し、浸水対策の方針を決めましょう。

検討する内容

- ・ 想定される浸水リスクの発生頻度 → どの程度のリスクに対して対策をするのか
(注) ハザードマップの想定浸水深を浸水リスクの根拠とすると、ハザードマップの想定最大降雨量は、1000年に1回程度の確率を想定しており、住宅の寿命よりも長いため、過度な対策になる可能性があります。
- ・ 浸水発生時に想定される被害 → 浸水被害後の生活についての要望（自宅での生活継続等）
- ・ 想定される被害に対する復旧工事費用 → 被害があった際に許容できる復旧工事費用
予め浸水対策としてかけられる初期費用

浸水被害の例

被害区分	項目	被害状況	復旧方法
床下浸水	床 下	基礎の換気口から床下に泥水が侵入し、堆積する	床下の排水、清掃、乾燥、消毒
	屋外設備機器	エアコン室外機や給湯器が浸水、汚泥が付着する	設備の洗浄又は交換
	外部配管	屋外の排水桝から排水管内が水に浸かり、汚泥が堆積する	排水管の洗浄
床上浸水	床下断熱材	床の裏面の断熱材が水に浸かり、汚泥が付着する	床下断熱材の乾燥又は交換
	畳	畳が水に浸かり、汚泥が付着する	畳の交換、下地の乾燥又は交換
	内装（壁・床）	壁面や床が水に浸かり、汚泥が付着する	壁内断熱材の乾燥又は交換、下地の石こうボードの交換、クロス張替え
	キッチン・トイレ・洗面・浴室	設備機器が水に浸かり、汚泥が付着する 配管側から汚泥が逆流する	設備の清掃又は交換

浸水対策の方針を決める

浸水対策の基本的な考え方	目標レベル	対策方法概要	浸水対策の方針
浸水させない	住宅本体へ浸水をさせない	住宅本体で対応 ^(※1) 地盤かさ上げ等で対応	住宅内への浸水を防ぐ
	床上浸水をさせない	高基礎等で対応 ^(※2)	
	敷地内へ浸水をさせない	止水扉・止水板で囲む	
	屋外設備機器へ浸水をさせない	設備機器を設置した部分をかさ上げ	

浸水を許容する	屋内住宅設備機器へ浸水をさせない	キッチン・風呂等を2階以上に設置	被害軽減、被災後の早期復旧
	居住階を1以上確保する	居住階を2階以上に設置	被災後の継続使用
	避難できる空間を確保する	最上階に避難場所を確保	住宅内での避難

(※1) 1階の床面より浸水深が深くなった場合は、ドア、窓、床下換気口、基礎の打ち継ぎ、配管貫通部等の侵入経路全てに浸水対策が講じられていないと、浸水を防ぐことはできません。現時点では、これらすべての対策を講じることは、困難です。

例えば、一般的な住宅用のドアは、「強風時に雨水を内部に進入させない性能」はあっても、「浸水時に外部の水圧に対して水を遮断する性能」は持っていません。

(※2) 高基礎にする場合は、浮力が作用して住宅ごと流出しないための措置（床下に浸水させる等）が必要です。

補助対象浸水対策工事の解説

種別	項目	具体的な浸水対策	備考	床下	床上
A 浸水対策改修等工事 (100万円)	盛土	住宅周辺の地盤を30cm以上かさ上げする	駐車場のみの盛土は、市長が認める浸水対策工事に該当する	○	○
	擁壁	盛土に伴って法面の保護をするもの	盛土に伴わない既存擁壁のやり替えは含まない	○	○
	高基礎	30cm以上高基礎にする	一般的に必要な基礎費用分は、補助対象経費に含まれない	○	○
	曳家	既存住宅を30cm以上高い場所に移動する	同じ場所で高基礎にする際の曳家費用も対象となる	○	○
	関連	前各号に付属して行う、浸水対策効果を補完し又は高めるもの		○	○
浸水防止施設設置工事 (50万円)	止水板 止水塀	浸水防止可能な塀、止水板等で敷地・建物周りを囲う	(対象) 浸水防止効果の無い塀のやり替え、止水シート、土のう	○	○
	出入口	(地下室・半地下建物) 出入口部分を道路面より高くする	部分的な段差を設けて、雨水の流入を防止するもの	○	○
	換気口	住宅の床下換気口・ブロック塀の飾り窓等をふさぐ・無くす		○	○
	外壁	耐水性の外壁に改修する	浮力の影響を考慮すること		○
	土台	建物が浮き上がらないように、基礎との接合を強化する	建物外周の止水性能があると認められる場合に限り対象		○
	下水	下水からの逆流を防ぐための設備を設置する	(対象) 逆流防止弁付きの汚水桝や汚水用排水ポンプ槽等	○	○
	配管	配管周囲を無収縮モルタル・シーリング等で止水する	基礎の給排水管・ガス管 外壁の外部電源コンセント等	○	○
	ガレージ 関連	止水板付きシャッターを使用する 前各号に付属して行う、浸水防止効果を補完し又は高めるもの		○	○
市長が認める浸水対策工事 (50万円)	住宅用 設備機器	屋外の給湯器、室外機等の設備機器をかさ上げする	基礎の天端と同程度の高さを確保することが望ましい	○	
		屋外設備機器の転倒防止を行う 高額な屋内住宅設備機器（キッチン、お風呂等）を上階に設置する	機器の浸水被害を許容する場合	○	○
	電気	内部・外部の電源コンセントの設置位置を高くする	1階と2階の分電盤回路を分割することも有効		○
	床下 点検口	床下復旧作業の効率化のために床下点検口を設置する	床下配管の状況も考慮するとよい	○	○
	排水	基礎土間面に勾配を設ける、排水ポンプ・釜場の設置	釜場から排水する時に、適切な排水先を確保すること	○	○
	駐車場	駐車場をかさ上げする。		○	○

参考：住宅における浸水対策の設計の手引き（住宅生産団体連合会）

補助金の額の算出方法

浸水対策工事に要する費用の2分の1で、次の額が限度（千円未満切り捨て）です。

(A) 浸水対策改修工事	100万円
(B) 浸水防止施設設置工事 と (C) 市長が認める浸水対策工事 の合計	50万円
浸水対策工事の合計（(A) + (B) + (C)）	100万円

補助金額の算出（例1）

	工事費	2分の1の額	補助金の額
(A) 浸水対策改修等工事	1,800,000円	900,000円	900,000円
(B) 浸水防止施設設置工事	200,000円	100,000円	250,000円
(C) 市長が認める浸水対策工事	300,000円	150,000円	
合計	2,300,000円	1,150,000円	1,000,000円

(A)+(B)+(C) 上限100万円

補助金額の算出（例2）

	工事費	2分の1の額	補助金の額
(A) 浸水対策改修等工事	653,000円	326,500円	326,500円
(B) 浸水防止施設設置工事	1,030,000円	515,000円	500,000円
(C) 市長が認める浸水対策工事	800,000円	400,000円	
合計	2,483,000円	1,241,500円	826,000円

千円未満切り捨て

(B) + (C) 上限50万円

補助申請必要添付書類

図書の種類	確認事項
付近見取図	施工場所
配置図	縮尺、方位、浸水対策工事の施工範囲
平面図	縮尺、方位、浸水対策工事の施工範囲
浸水対策工事の施工方法を示す図書	浸水対策工事の具体的な施工方法が分かるもの 既製品を利用する場合は、カタログや仕様書など 工事前後の対比ができること
断面図	（かさ上げ、盛土をする場合に添付） 縮尺、地盤面、1階の床の高さ 30cm以上高くなっていることが確認できること
擁壁の構造図	（擁壁を築造する場合に添付） 縮尺、地盤面、構造上主要な部分の寸法 浸水時の水圧を考慮して計画すること
工事見積書の写し	申請者宛、施工業者の記名・押印、見積年月日、施工場所 補助対象部分とその他の部分を分けたもの
浸水対策工事着手前の写真	建物・敷地の遠景及び近景 工事の内容が確認できるもの
市税の納税証明書 （完納証明書用）	西尾市税の滞納が無いことが確認できるもの 3ヶ月以内に発行されたもの ※ 市税納付確認書に同意した場合は、添付不要